

若林 宏輔（立命館大学総合心理学部准教授）

皆さん、こんにちは。総合心理学部の若林と申します。ただいま紹介いただきましたように普段は心理学を基礎として量的研究をしているということになっています。また、今回人間科学研究所「法と対人援助プロジェクト」を代表しての話題提供ということでお話をさせていただきたいと思います。

まず、今回登壇のお話をいただいたときに、そもそも先ほど僕が量的研究を代表してしゃべることになっているようだということに気づきました。略歴を書かせていただいたのですけれども、心理学の中でも法律分野に心理学を応用するという、そして確かに実験・調査研究という形で量的研究を行ってきました。扱ってきたテーマはいろいろとあるのですけれども、裁判員裁判の特に評議という複数名が議論するプロセスについて社会心理学的にアプローチするというものであったり、取調べ場面を録画した映像へ認知的バイアスであったりとか、そういったことをいろいろとやってきました。

混合研究法についてということで、少しお話ししておいた方がいいかもしれないと思ったのが、現在の私は心理学の量的研究を中心にはいるのですけれども、そもそも院生時代の指導教員はサトウタツヤ先生という方でして、ご存知の方もいるかと思いますが、次の登壇者である安田裕子先生とご一緒に複線径路等至性モデルまたはアプローチ（TEM/TEA）という質的研究法を開発されてきた先生です。同研究室の院生の多くも質的研究を用いてリサーチを行い修士論文、博士論文を執筆するそういった研究室になります。

そこで私はなぜか質的研究をチョイスせずに量的研究を頑なにやり続けてきたということがあります。僕が院生の頃にはまだ質的研究自体が心理学内部でそこまで普及していなかったということもあります。ただし質的研究をやる人は身近に多くいましたので、そういう意味では、耳学問的に知識を持っているというのはあると思います。

なぜそういった環境の中で私は量的研究を選んできたのかといいますと、まず研究対象としている司法制度、司法という世界を心理学者として研究してい

こういうときに、量的研究のほうが価値を持つ可能性に気づいたということがあります。先ほど抱井先生が、参加者の皆さんに自身の研究が量的、質的そして混合研究法のどれだと思っているか拳手させて確認されていました。その時、私がチラッと見た限りでは、法学者の先生方はたぶん質的研究に手を挙げたのではないかなと思います。つまり法学の世界は基本的に質的研究がメインなわけです。よって、そこにある種のエビデンスという形で量的研究のデータを提供するという事は、司法の世界に一定の価値を持つということがあると思います。そのため、これまで量的研究をやってきました。まずは、こういった出自の人間が今から話しますよということでご理解ください。ただし質的研究や混合研究法が駄目だということを目指したいではありません。

今回の報告に際して、話題提供としてこういった話題について話してくださいという事前のご注文が3つほどありましたので、いったんそれらを振り返りたいと思います。

まず一つ目は「法と対人援助プロジェクトの概要」について説明くださいということでしたので、それをまず話したいと思います。次に、これはかなり答えを考えるのが難しかったのですけれども、どのような哲学的視座から問題の理解や解決に取り組んでいるのかというものです。これも少し私なりの考えをお話ししたいと思います。3つ目は、それらを踏まえて量的データ、質的データを扱っているのか、あるいは今度扱えそうか。それらのデータや分析結果を統合することでどのような新しい知見を得られそうか。こういった点について最後に私なりの考えをお話ししたいと思います。

プロジェクトの概要

まずは「法と対人援助プロジェクト」の概要なのですけれども、同プロジェクト内には現在8チームがありまして、ざっとホームページから抜き出してきたものですが、こういったプロジェクトがあります。基本的にはやはりプロジェクト名に法と銘打っているだけありまして、現行司法の刑事、民事、少年法、といったさまざまな領域の課題を対象としています。また各領域の各課題に対して方法論という意味では理論研究から実験・調査、もしくは臨場・臨床的アプローチという形でさまざまあるようです。つまり研究手法はそこまで統

一されていないかなというふうに認識しています。

先ほども言いましたけれども、やはり司法・法学というものを中心に…中心というわけではないのかもしれませんが、法学からの問題提起であったり、法学上で既に議論されてきた問題についてさまざまな学術領域そして方法によるアプローチがされている。例えば法学、社会学、心理学研究者が刑事司法の取調べの問題にアプローチするというような形があり、この意味では学術混合的なプロジェクトということがあるかなというふうに言えると思います。

各プロジェクトの内容については触れずに話を進めますけれども、先ほどの抱井先生の混合研究法についての理論的なお話の中で、個人的に一番重要と思えたのは、まさに量と質それぞれの研究法を使って得たデータを、最終的には統合的に扱いメタ推論をするということですね。こういった形式での知識生産が各チーム、およびプロジェクト内でどれだけできているのかというと、すべてのチームの活動を把握しているわけではないので少し不明なところがありますが、できていない可能性がかなり高いかなと思います。

私自身もこの中のいくつかのチームに名前が入っているのですが、特に今回は量的研究の立場でお話することになっていますので、なかでも「法と人工知能プロジェクト」というチームについてとりあげてお話ししたいと思います。同チームの代表は同じく総合心理学部の林勇吾先生で、若林が協同しているプロジェクトです。

あくまで心理学方法論に則っての量的研究ということでお話ししますが、同チームは基本的にシンプルな心理学実験を行いデータをとっています。人工知能というと稲葉先生が専門なので先生の前でお話するのもアレですが、我々は人工知能を意思決定支援システムというふうに捉え、それが裁判の市民判断にどのように用いられ、影響するのかというようなことを検討しています。

同研究では、実験室実験という形で、コンピュータ上で裁判シナリオをスライド形式で参加者に読んでもらって、最終的に裁判について判断をしてもらうというものです。その判断直前に、人工知能か、裁判官という人間のいずれかが判断に関わる情報を提供します。このとき、両者の提供する情報または両者への印象の違い等によって、どれくらい判断が異なるかを調べています。こん

なシンプルなことを確かめるプロジェクトになっています。

裁判シナリオの内容は強盗傷害事件を扱っていますが、同ケースでは被告人の有罪を証明する物的証拠はなく、状況証拠のみになっています。ただしシナリオ上は本件の有罪は確定しているということにして、参加者には量刑――つまり被告人を懲役何年にするか？について判断してくださいと求めます。また同時に、実際の裁判員裁判でもそうなのですけれども、量刑相場というものが提示されます。これは、過去の類似事例でどのような量刑が課されてきたかがグラフ化されたデータです。強盗傷害事件でもケースにはよるのですが、まあ4－5年ぐらいが平均となっていて、これが相場として提示されます。ここで平均5年という相場を出される条件と、現実とはかなりかけ離れた平均10年という直感的にズレた相場のいずれかが提示される条件の2つが用意されています。

そして、この量刑相場を提供する人が、裁判官なのか人工知能なのかを調べるといわけです。ちなみに、この情報提供者の差異はディスプレイ上に出てくるイラストが違うというだけです。裁判官の場合は、裁判官風の男性のイラストがスクリーンに提示されて「今までの類似事件から得られた量刑相場はこのようになっています」と言ってグラフを提示する条件です。一方、人工知能条件は、人工知能が搭載されているロボットのイラストが提示されて、同じ量刑相場が提示されます。この量刑相場（平均4年・平均10年）と提供者（人工知能・裁判官）の組み合わせた4条件の結果を比較するという、ただそれだけの実験です。従属変数は同調度、つまり各提示者が示した量刑相場とどれだけ一致または乖離しているか、という指標をとって比較検討しています。

結果を見てみましょう。こういったパッと見て結果がわかるグラフが出てくるのが量的研究のメリットかなとも思うところですが、こういった結果になりました。我々の考えとしては、裁判官と人工知能という情報提供者によって何らかの違いが出ればそれでいいやと、面白いねというような発想でしたから、結果の図を見たところ「交互作用」という形で何かありそうだなと思ったのですが、実は予想していた結果は出ませんでした。次に、話は前後しますが、まず人間が何か数量的な推論・判断を行おうとする場合に、直前に提示された関連する数的情報を基準として考慮してしまう「アンカリング効果」¹⁾

というものが生じるということも予め想定されていました。つまり量刑相場を提示されてしまうと、多くの人がある相場を基準にして何年かを判断するという傾向があるわけです。同効果自体は本研究でも確認されました。つまり平均4年という量刑相場を提示されたグループは、やはり4年に近い判断を。平均10年の量刑相場を提示された人は、やはり10年に近い判断を行うという違いが統計的に有意に確認されています。

一方で、人工知能と裁判官という情報提供者の違いというのは、統計上は確認されませんでした。つまり我々が予測したように、人工知能が出す場合のほうが裁判官よりも信頼されるとか、されないとかそういった結果は出なかったのです。ただ、図中で強調しているように、人工知能条件の参加者のうち、量刑相場を平均4年という直感的にも妥当な相場が提供された場合は、裁判官が同じ妥当な情報を提供したよりも、相場4年との差が小さいことがわかります。つまり、人工知能が出した情報を信用する傾向があるように見えるわけです。でも、これには統計的な有意差はありませんでした。次に、なぜ出なかったかということを考えますと、エラーバーというものがありまして、これはデータの散らばり（分散）を示す指標ですが、これが人工知能条件では裁判官条件より大きいということがわかります。つまり、同じ人工知能から同じ妥当な量刑相場を提示された人たちのうち、一方の人はこれを信じたけれども、もう一方の人は全然信じなかったということになります。この分散が大きいということが、統計的な有意差が出なかった理由であるというのが、我々がいま考えていることです。心理学上の量的研究では、これも一つのやり方でしかありませんが、こういう推論や考え方をするわけです。

話の続きとして、同結果から考えられたことは、人によってはもしかすると人工知能を信用しようとする人としらない人がいるのではないかということがあります。いま我々はこれを勝手に「ロボフォビア」と呼んでいるのですけれども、人によっては例えば新しいアプリケーションとかスマートフォンが出たらすぐに飛びつく人と、まったく手をつけずに私は今でもガラケーですと言う人もいらっしゃると思うのですが、そういった何か新規のメカニズムや対象への嗜好性の違いが、人工知能が提供する情報に対する信頼度に影響するのではないかと考えていまして、次の実験はそういったことを確かめています。

これ以上同研究の説明をすると長くなってくるので、ここで終わりにしたいと思いますが、これまで法という世界において量的研究という形でやると、こういった比較的なんでしょう…リアリティからはちょっと遠ざかってはいるのですけれども、制度や状況の差異に基づく人の心理・行動の違いについてデータを提供できるということがいえると思います。

司法に混合研究法をどのように持ち込むか？

さて、あくまで心理学者として量的研究を行い、司法に応用してきたということ的前提にして頂いて、こういった研究に本題である混合研究法およびその視点をどういうふうに取り込むかということを考えてと思います。これは今現在は量的研究を中心にやっていますから、つまりは質的研究をどのように入れる余地があるのかということだと解釈して、ちょっと考えてみました。結論から言いますと、質的研究として良い研究かどうかは別としても、質的な研究方法でもやれることはいっぱいあるだろうなというのはすぐ想像できるわけです。

例えば、先ほど稲葉先生の研究の話がありましたけれども、そもそも各参加者に「どうしてそういう判断をしたのですか」とインタビューするだけでも、そういった質的データが採れますし、それを質的な方法で分析すれば、何らかの結果や考察が得られます。また同結果を先程の量的研究の結果と統合できれば、混合研究法的になっていくだろうということも分かります。さらにテーマ自体を広げていけば、人がAIが司法判断に加わること自体どう思っているのかというようなインタビュー調査、心理学尺度をつかった調査研究ではない形でそういったことを調査することもできるでしょう。

もっと話を広げれば、裁判員をそもそも経験すること自体の価値とか、経験したかしなかったか、依頼が来たけれども断った人とか、参加してみて司法制度への考え方が変わった人とか、そういうライフストーリー・インタビューのようなものもできるわけです。そういう意味では質的研究が入り込む余地というのは…入り込むというか、一緒にやっていく可能性というのは常に十二分にあり得るわけなのですけれども、でも私はやっていないと。

なぜやらないのかということをご自分なりに考えてみると、まず他にも量的研

究でできることがあるなということが最初に想像できるわけです。つまり自分の今の量的研究による実験的なデータから次の推論が出てきたときに、やはり次の量的研究を考えるというサイクルがこれまでにできているというのがあるわけです。つまり、そこを優先的に考えているという自分が今回自覚されました。そちらの方が、より前に進めるという感覚もあると思います。質的研究で個人の主観的な考えを理解することよりも、全体の傾向として考えられることが、この問題では優先事項だと捉えているという意味です。

くわえて、私自身が裁判員裁判という問題を扱っていることも影響があると思うのですが、裁判員裁判というのは本来は3人の裁判官と6人の市民が議論して量刑というものを決めるわけなんですけれども、そういう意味では個人がどう思っているかという質的研究で明らかにできることが、相対的に価値がある情報と考えられないと思います。今は質的にそこを詰める必要がないかなという判断もあります。

質的研究というのは、私が耳学問的に知った限りでは、やはり個人の主観が問題になるような状況において有効な研究法だというふうに考えます。つまり個人差がかなり大きい状況で、その人たちを丁寧にその人がなぜそういうふう感じていくのかということを取り出すこと、学問の俎上にのせるための研究手法だと思います。ゆえに質的研究法をとる方たちの多くが、こういった方々をそもそも研究対象としていることがあると思います。

一方で、例えば先ほど言った裁判員裁判の評議のような社会的意思決定のような場面では、個人は相対化されざるを得ないわけです。つまり個人の意見が通るということにはならないわけですから、そういった意味では個人がどう思ったかということ調べることにあまり力を入れなくてもいいかもしれない。むしろ平均的な傾向を知ること、誰かを特別扱いしなくてもいいかもしれない。こういった理由がいろいろと考えられるわけです。

どのような哲学的視座から問題の理解や解決に取り組んでいるか

話を元に戻しまして、お題の二つ目の方に移ります。この話題というか問いに答えるのは非常に苦しいところがあるのですけれども、やっぱり問題設定自体が、司法に限っていくと2つのパターンがあるというふうに考えるわけで

す。まず1つは個人の主張や権利について考えなければいけないという法学的な問題。やはりこれは質的調査が有効であろうというふうに考えられます。一方で、既存の制度のあり方が何らかの問題を生じさせているというような場合においては、全体的な傾向、つまり制度がこうだからこういう傾向が起こるということを示すことの方が情報の価値があるといえます。こうなると量的研究の方が比較的有効かなというふうに思えるわけです。

量的研究の哲学的視座については、先ほど抱井先生のお話にもありましたが、たぶんポスト実証主義に位置づけられていると思います。ただし、多くの実験心理学者はこのこと自体を深く考えていないというのがおそらく実際ではないかと思います。心理学の中でも、例えば知覚心理学、認知心理学のような、より人間の物質的な部分というか、生理学・生物学的基礎付けと心理・行動の関係を扱う領域では、実証的アプローチが有効であると思います。ただ社会心理学ぐらいになると、社会に内在する問題についてイシュー・オリエンテッドな問題や手法の設定が必要ですから、そういう意味では量的研究だけに固執する必要もないかなというふうには思います。

この意味で社会心理学においては、社会構成主義というのは社会心理学の文脈ではダン・マクアダムスやケネス・ガーゲンなんかが有名だと思いますけれども、そもそも社会心理学の中でも議論されてきましたし、その必要性というのはずっとあるわけです。先ほどの抱井先生のご発表で、この社会構成主義が質的研究の哲学的背景の中に含まれていたと思うのですが、社会構成主義が主張している現象を捉えようとする場合には、やはり質的研究の方が分があるなというのは多分にあると思います。例えば語用論とか意味論とかそういった内容を扱うのを量的研究は苦手とするわけですから、そういう意味では社会構成主義の立場で何かを考え研究対象を捉えようという場合に質的研究が有効だと思います。ただし、では決してそういった現象を量的研究で捉え、表現できないかということ、やったことはないのですが、できないわけではないんじゃないかというのが私の持論です。

あと解釈主義というものについては、社会的現象において「単一で真の因果関係」の存在を否定し、同時並列的な多様なリアリティを理解するという立場だというふうに私は理解しています。多元的な事実認識とか多声性みたいなも

のですね。これらを捉えるのもやはり質的研究の方が有効だと思います。一方、こういった社会的実態を量的研究でうまく捉えられるのかについて、あまり考えたことはなかったのですが、こういったことも考えなければいけないかなあというふうに思っています。わたしの研究対象である裁判員裁判の評議という場合は、まさにこのような他声的な場ですし、一方でこれらが様々な制約によって、少なくとも1つの社会的結論として決定されるプロセスです。この現象・実態・場を捉える上ではたしかに質的研究の方が優れているようですが、一方で何を数量化するかを考えることで量的研究の俎上にも乗せられるだろうかと思います。この点はうまく答えられていないと思うのですが、私が思う限りでこのようにご回答させていただきます。

プロジェクト内での混合研究法の利用

最後の3つ目の話題ですが、これは今後の話ということになると思うのですが、プロジェクト全体を見渡せば、まずやはり量的データも質的データもいずれも扱っているということがあるということは先ほどお伝えしたとおりです。チームごとに切ってみても、先ほどの「法と人工知能プロジェクト」なんかはまさに量的研究「だけ」ですね。今日ポスター発表されましたが「取調べ録画映像のインパクト啓発プロジェクト」でも基本的に心理学実験の量的データに基づいて検討がされています。あと「司法面接プロジェクト」とかもそうです。

一方で「ケア」とか「支援」、「臨床」といったフレーズが入っているチームでは、理論研究なんかも含めて基本的には質的研究のアプローチをとられていると考えられます。これもやはりケアや支援が必要とされる人達を対象とする研究では、量的研究のような代表値で議論することに今のところ意味がない、またはどのように有効に数量化するかが明確ではないからだと言えるでしょう。

いずれにせよプロジェクト内に質と量の両研究法があるという実態があると思います。ただ、ゆえにそれが統合的に混合研究法的に行われているかということと非常に難しい。今後、扱っていけるとは思うのですが、やっているという実態はないのではないかと思います。

先ほど稲葉先生のお話しの中で、本プロジェクトのチームである「えん罪救済センタープロジェクト」が出てきました。同チームでは、テキストマイニングが用いられています。そして、同手法は混合研究法的だというふうにおっしゃっていたと思いますが、この意味で、同チームが唯一混合研究法を扱うものだと言えるかと思います。

混合研究法への疑問

話を再び重要なポイントに戻したいのですが、つまり、その「統合」ということでどのような新しい知見が得られそうかということなのです。今日の午前中の混合研究法の理論的背景のご説明にあった定義の中に含まれるのか含まれないのか、ちょっと分からないなと個人的に思っていることがいくつかありまして、それを最後に少し話題提供という形でさせていただきたいと思いません。

少なくとも、本プロジェクトでは質・量的研究法を扱っているはずなのですが、これらを同時もしくは並列的、または統合的に扱うという意味で、混合研究法をやっているというプロジェクトはほぼない。本当は1つあるけれど、他の多くはやっていないだろうと思うのです。例えば社会調査のような社会統計は、いま話題になっている不正ということもあるかもしれませんが、少なくとも統計情報に基づいて問題提起をしている。これは量に基づく問題提起なのですが、そこから事例研究をとする。たぶん法学系の論文なんかはこういったアプローチをとっていると思うのですが、これは混合研究法に入るのか入らないのか、ちょっと僕には分からない。

それからデータの質・量の問題と方法論の質・量の問題というのは少し切り離さなければいけないのではないかと思うのですが、例えば言語的なデータを量的に扱うことができないわけではなくて、先程出てきたテキストマイニングというのは、言語の意味をかなり取り払ってしまいますけれども言語を量的に変換してアプローチするということができるわけです。この意味で、これは混合研究法といえるのかということも疑問として出てきました。

それから、やはり「統合」がどのレベルで行われる話なのかというのが一番私の関心でして、抱井先生がご報告されていた話題の中では、おそらく1つの

論文内で、ある1つの混合研究法というメソッドを方法論として用いて分析する。あくまで1つの論文内で完結するというようなお話だったのかなと思います。またそのとき取られる量的・質的研究法の順番にいくつかパターンがあるというようなことだったと思います。これ自体は非常に納得するところなのですけれども、一方で1つの論文内に2つの研究法をとって、さらにそれを統合するみたいなことが考えられるわけですが、これを私が最初に考えたときに書き切れるかな？という感覚に陥ったのです。つまりジャーナルに投稿する論文の字数制限の中にそれを全部埋め込めるのかということを一瞬思ったわけですね。例えばこれが書籍のレベルであれば可能だと思うのですが、これは混合研究法といえるのか。また、例えば長期的に、例えば博士論文なんかは特にそうだと思いますけれども、複数の章から成り立ちますよね。第1章では問題提起で、第2章では例えばインタビューから入って、第3章では量的研究をしてとか、そして終章で「統合」というような形は、混合研究法といえるのか。つまり、混合研究法を行うという際に、時間的・空間的な幅をどう考えるのか。また質的・量的と分けて研究を行うのではなく、混合研究法として一つの研究にまとめるということが推奨されるのか。もしくは第三の独立した研究手法として実施すべきということなのか。色々疑問が出てきました。

それと、プロジェクトとしての話に関連して、たとえば集団で行う研究はどう考えるのかということですね。多くの方が個人だけで研究をやっているわけではないと思いますし、このようにチームやプロジェクトとしてやっている場合においては、複数の人たちがそういった各種方法論を持ち寄って行うということが混合研究法になり得るかということも疑問に思いました。

最後に、全然違う文脈ですが、私自身は「学融的アプローチ」というものを提案してまして、法学と心理学とかそういった司法に関連する諸学術領域が融合的に連携することが必要だということを主張しています。一般的に、こういう複合的な研究領域を学際的といったりしますけれど、そのやり方では「問題の共有」しかしていないという批判でもあります。学融的アプローチでは「解を共有する」ということを目的としているのです。これはある意味で、混合研究法の1つとして考えることができるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか？。とにかく統合ということであったり、そこから得ら

れるメタ推論というものがどのような形式でなされるかということについて、もう少しパターンがあるのではないかという疑問を提出させていただいて、今回の私の発表を終えさせていただきます。

稲葉 若林先生どうもありがとうございました。今いくつか疑問も出させていただきましたが、それはあとで議論させていただくことにいたします。若林先生お話全体としては、司法を改善するといった意味での社会変革を目指す中で、量的アプローチやAIを使ったアプローチ、さらにインタビュー等をし、それらを合わせて問題の深い理解を目指すということと、混合研究法のアプローチは相性が良いだろうと思います。特に前半部分のお話でそういう印象を持ちました。

後半では、「混合研究法の作法的なところでどうすればいいのか」、あるいは「ある方法が混合研究法として適切かどうか」というところで少し疑問があるというお話だったと思います。疑問点についてはまたあとで議論させていただこうと思います。

次に、詳しい紹介はさせていただいたので、お名前だけで、安田裕子先生に話題提供をお願いします。それではよろしくをお願いします。

注

- 1) 係留 - 調整ヒューリスティック、とも。